

平成30年第4回宇佐市教育委員会会議録

平成30年3月27日午後2時00分、宇佐市教育委員会を宇佐市教育委員会2階会議室に招集した会議は次のとおりです。

- ・出席委員
教育長 竹内 新
教育長職務代理 松永 建比古
委員 河野 浩一
委員 秋吉 禮子
委員 佐藤 修水

- ・欠席委員 なし

- ・説明のため会議に出席した職員

教育次長兼教育総務課長	若山 雅敏
学校教育課長	川島 数志
社会教育課長	佐藤 良二郎
図書館長	出口 昭子
学校給食課長	吉武 裕子

- ・本会議の書記

教育総務課教育総務係主幹(総括) 向 英子

◎附議事項

- 議第21号 平成30年度宇佐市奨学生の決定について (教育総務課)
- 議第22号 平成30年度藤・稲尾奨学生の決定について (教育総務課)
- 議第23号 宇佐市教育委員会職員の職に関する規則の一部を改正する規則 (学校教育課)
- 議第24号 宇佐市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程 (学校教育課)
- 議第25号 宇佐市立学校文書管理規程の一部を改正する規程 (学校教育課)
- 議第26号 宇佐市立中学校部活動指導員設置要綱の制定について (学校教育課)
- 議第27号 指定校変更について (学校教育課)
- 議第28号 小規模特認校就学申請について (学校教育課)

- 議第29号 公民館分館長の任用について (社会教育課)
議第30号 社会教育指導員の任用について (社会教育課)
議第31号 宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について (社会教育課)
議第32号 宇佐市文化財調査委員会委員の委嘱について (社会教育課)
議第33号 宇佐市立学校給食センター運営要綱の一部を改正する要綱
(学校給食課)

◎追加議案

- 議第34号 宇佐市教育委員会事務局職員の人事異動について
(教育総務課)

◎報告事項

- (1) 社会変化に対処する公民館のあり方について (答申) (社会教育課)
(2) 4月の行事等の予定について (各課)
(3) 平成29年度宇佐市公立学校適正規模及び適正配置等検討委員会について (教育総務課)

◎協議事項

教育長職務代理者の指名について

(開始 午後2時00分)

教育長 平成30年第2回・第3回宇佐市教育委員会会議録を承認後、開会を告げる。

(開会 午後2時05分)

教育長 議第21号平成30年度宇佐市奨学生の決定について及び議第22号平成30年度藤・稲尾奨学生の決定について、教育総務課に説明を求める。

教育次長 2Pをご覧ください。議第21号平成30年度宇佐市奨学生の決定について、ご説明いたします。この奨学資金制度は、学業優秀で経済的な理由により高校への修学が困難な者に、1ヶ月5千円、年間6万円を贈与するものです。市内6中学校へ推薦

依頼をした結果、23名の推薦がありました。宇佐市奨学資金に関する条例施行規則に基づく選考委員会を3月15日(木)に開催した結果、平成30年度新1年生の奨学生15名を選定しましたので、決定をお願いします。

新1年生	15名
新2年生	15名
新3年生	14名
新4年生	1名
新5年生	1名
合計	46名

(合計贈与額 2,760,000円)

引き続きまして、議第22号平成30年度藤・稲尾奨学生の決定についてご説明いたします。この奨学資金は、1ヶ月5千円、年間6万円で、対象者は旧安心院町在住の保護者と限られています。安心院中学校へ推薦依頼をした結果、10名の推薦がありました。先ほどの宇佐市奨学資金と同日、3月15日(木)に選考委員会を開催した結果、平成30年度新1年生の5名を選定しましたので決定をお願いいたします。

新1年生	5名
新2年生	5名
新3年生	5名
新4年生	1名
合計	16名

(合計贈与額 960,000円)

教 育 長 何か質問はありませんか。

異議がないようですので、議第21号平成30年度宇佐市奨学生の決定について及び議第22号平成30年度藤・稲尾奨学生の決定については、承認し、次に議第23号宇佐市教育委員会職員の職に関する規則の一部を改正する規則について学校教育課に説明を求める。

学校教育課長 議第23号宇佐市教育委員会職員の職に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。5、6Pをご覧ください。まず5P、事務局の中で今後の幼稚園教育の充実・機能強化及び園の運営をしていくために、常勤の管理者が必要であることから、平成30年度より副園長を配置するために補職名として、副園長を明記したいと思います。併せて、これまでも学

校長兼務でありました園長を明記をしたいと思っておりますので、この規則の一部改正は補職名として、園長、副園長を6Pにありますように改正後付け加えるというものであります。ご審議をお願いします。

教 育 長 補職名の追加ということでございます。何か質問はありませんか。

異議がないようですので、議第23号宇佐市教育委員会職員の職に関する規則の一部を改正する規則については、承認し、議第24号宇佐市立学校職員安全衛生管理規定の一部を改正する規定について学校教育課に説明を求めます。

学校教育課長 議第24号宇佐市立学校職員安全衛生管理規定の一部を改正する規定について、ご説明します。7、8Pをご覧ください。これは、宇佐市立学校職員安全衛生管理規定というものがありません。今、学校関係職員の長時間勤務が問題となっておりますけれども、その適正な勤務にしていくため、また健康維持をしていくための労働安全委員会の規定の改定であります。改正理由は、安全衛生委員会の組織の中で委員を増加することにより、調査研究をより充実させ、安全衛生委員会の運営を及び目的を達成させるためであります。また、現組織の中に学校支援センター、つまり学校規模が小さくなることにより1つの学校に1人の事務職員がいない状況でそれぞれそこに非常勤の事務職員がいます。非常勤の事務職員の指導・助言をしていく監督署として支援センターが院内北部小と西部中学校の中にあるわけですが、その所長と職員がその中の組織の中に含まれておりませんでしたので、その中を1名ずつ増やすということで改定内容(3)安全衛生管理者が指名する者を2人から3人へより充実させる。(4)管理責任者のうち、センター所長を1名加えて、7人から8人にする。(6)衛生に関し経験を有する職員を学校支援センターの職員も1名加えることにより11人から12人にするということでそれぞれ1名ずつ増やすという管理規定の改定であります。ご審議よろしくをお願いします。

教 育 長 何か質問はありませんか。

異議がないようですので、議第24号宇佐市立学校職員安全衛生管理規定の一部を改正する規定については、承認し、次に議第25号宇佐市立学校文書管理規定の一部を改正する規定について学校教育課に説明を求めます。

学校教育課長 9、10、11Pをご覧ください。議第25号宇佐市立学校文書管理規定の一部改正について、ご説明します。改正理由とし

ましては、現行の規定では、その取扱いに不明確な規定があるため、学校等の文書の管理において、スムーズな運用ができない状況がある。そのため、文書の管理に係る規定を明確化し、もって学校等に文書の管理が円滑かつ適正に処理されることを目的として今回の改正を行います。改正の内容は具体的には、この10Pにもあります管理規定の中に表簿という規定と文書という規定があります。表簿は、規則の中に表簿としての規定があるわけなのですが、表簿とは学校に関係のある〇〇等、又はいろんな簿冊、日誌等を表わして、表簿というのですがその表簿と文書という言葉が混在していますので、学校現場で見づらい、運用がしづらいというのがありますので、県等にも助言をいただきながら、この表簿という言葉を変えても、なんら差し支えないということでありましたので、わかりやすくするために、表簿を文書に替えたり、章によっては削除したりいうところでもあります。また、「柳ヶ浦」小学校の表記を「柳ヶ浦」に替えるということも併せて改正を行いたいというところでもあります。

教 育 長 何か質問はありませんか。

異議がないようですので、議第25号宇佐市立学校文書管理規定の一部を改正する規定については、承認し、次に議第26号宇佐市立中学校部活動指導員設置要綱の制定について学校教育課に説明を求めます。

学校教育課長 議第26号宇佐市立中学校部活動指導員設置要綱の制定について、ご説明します。12Pから17Pになります。平成30年度より中学校の部活動指導員を配置するために、この要綱を制定したいと考えます。この要綱の中身については、部活動指導員の身分、非常勤特別職でありますし、その職務は部活動の指導や生徒の引率、監督、またこれは外部講師の部分に留まらず、生徒の安全指導や生活指導も行うという部分も含まれております。またその条件として、専門的知識等、指導力等の能力を認めた20歳以上の者という身分、職務、条件等もこの規定の中で示しています。具体的には、13P、14P、特に14Pの第7条の中に勤務時間等、勤務時間は原則として1日2時間、週3日、年間35週以内とする。第10条にも報酬等も書かれています。16Pは教育委員会宛に各学校から部活動指導員の派遣を申請する申請文書であり、17Pはその部活動指導員の市教委から各学校への決定通知書であります。来年度、具体的な運用は6月以降になる、国・県から具体的な指示等きており

ませんので、市では今準備をしている状況ですが、現実的には来年度6月以降の運用となるということを聞いているところでもあります。ご審議をお願いします。

教 育 長
委 員

何か質問はありませんか。
運用しながら、不備なところもでてくるのではという思いはありますけども、非常に丁寧な設定をされているという感想は持ちました。これは宇佐市独自のものになるのですか。そうするとこれから先の見通し、今は人数が非常に少ないのですが、だんだん増やしていける可能性があるのかどうか。それから、県の方の動きというか、やっぱり県費などが導入されるというか、それらについては、どうでしょうか

学校教育課長

国・県も合せての取り組みでありますので、この要綱全体につきましては、県を通じて、全市的にこのような内容でという原案はでております。それを元に作成していますので、ほとんど他市町村もほぼ同じであります。もちろん時間、金額等についても全く同じであります。今後の予定であります、市内7つの中学校に64の部があります。それに、今2人ですから、2人入ったからといってどれくらい効果があるのかという部分については、長時間勤務、部活動を見直す第一歩であるとしか言いようがありません。今後は予算のこともありますので、また国・県の動向もありますので、併せて1つでも増やしていける方向でいかなければいけないという思いは持っているところです。

委 員

これは定着していくと非常に効果が上がっていくのではと思います。だから、指導者を選ぶ基準というのを一応定めていますが、人材をどういう経路で学校が選び、そして教育委員会に申請するのか、その流れを教えてください。

学校教育課長

第7条（1）に勤務時間として、1日2時間、週3日、年間35週以内というのがあるのですが、1日2時間の中で、つまり部活動する時間が4時半から6時半という中でとっても厳しい勤務時間になりますので、一般の職業に就いている方がこれに就くというのは、なかなか難しいものがあるかと思っています。中学校の教職員OBとか、定年退職した後の方がボランティア的にやりましようと言ってくる方を見越してではないと。

委 員
教 育 長

制度はできたが、人材が集まらないということもあるのですね。全国的にも課題として言われている部分はあるかなと思います。一般的にそうですが、都会にいけばいくほど、いろんな人材が

いるんですけど、逆に地方にいけばいくほど、そういう人は少なくなってくるということもあります。あとはスポーツのジャンルに依りますね。競技人口が多いものとそうではないものがありますから。それから、補足させていただきますとつい先日スポーツ庁が学校スポーツのガイドラインを公表しています。それを踏まえて、日本中の自治体で学校の部活動について、なにかしらルールを作っていく必要が生じてくると。そういう流れが見えております。あとは文化部についても、30年度に入ったら、文化庁の方が似たようなガイドラインをつくるということを行っていますので、今後の動き次第でこの部活動指導員についても影響を受けてくるということは予想しております。ほかに質問はありませんか。

異議がないようですので、議第26号宇佐市立中学校部活動指導員設置要綱の制定については、承認し、次に議第27号指定校変更について学校教育課に説明を求める。

学校教育課長 18P、19Pをご覧ください。議第27号指定校変更について、ご説明いたします。今回の申請は、小学校1年生2人、新小学校3年生1人、小学校3年生2人、新小学校5年生1人、小学校5年生1人、新中学校1年生2人で合わせて9人になります。この時期でありますので、大半が3学期途中の転校ということになっています。

(変更理由などは議案に記載)

教 育 長 質問はありませんか。

異議がないようですので、議第27号指定校変更については、承認し、次に議第28号小規模特認校就学申請について学校教育課に説明を求める。

学校教育課長 20Pをご覧ください。議第28号小規模特認校就学申請について、ご説明します。

(申請理由などは議案に記載)

教 育 長 質問はありませんか。

異議がないようですので、議第28号小規模特認校就学申請については、承認し、次に議第29号公民館分館長の任用について社会教育課に説明を求める。

社会教育課長 21Pをご覧ください。議第29号公民館分館長の任用についてということで、駅川公民館の西馬城分館長です。任期につきましては、平成30年4月1日から平成31年3月31日までです。ご審議、よろしく願いいたします。

教 育 長 何か質問はありませんか。

異議がないようですので、議第29号公民館分館長の任用については、承認し、次に議第30号社会教育指導員の任用について社会教育課に説明を求める。

社会教育課長 22Pの議第30号社会教育指導員の任用について、ご説明します。人権担当と公民館担当がございまして、任期につきましては、平成30年4月1日から平成31年3月31日までです。以上、ご審議よろしくお願ひします。

教 育 長 何か質問はありませんか。
異議がないようですので、議第30号社会教育指導員の任用については、承認し、次に議第31号宇佐市地域協働活動推進員の委嘱について社会教育課長に説明を求める。

社会教育課長 23P、議第31号宇佐市地域協働活動推進員の委嘱についてご説明いたします。これは、今年度まで学校支援地域本部事業というのがございまして、学校の要望に応じて、地域からその要望に応えうる方を講師としてお呼びして、学校で指導をしてもらうのですが、その間に入ったコーディネーター役を務めてくれている方ということになります。2月の教育委員会で要綱の承認をいただいております。これまでは学校支援地域本部事業ということで取り組んでおりましたが、社会教育法に基づいて、地域学校協働活動推進員という新たな制度ができて、その中で宇佐市の場合は宇佐市協育コーディネーターという職名で委嘱するような形になりました。これまでの学校支援地域本部事業で活動していた方々を宇佐市協育コーディネーターとして委嘱をしたいと考えております。以上、ご審議よろしくお願ひします。

教 育 長 説明によりますと、メンバーはそのまま引き続きということですね。

社会教育課長 実際の役割は従来と全く変わりません。学校と地域の間に入って、学校の要望に応じたコーディネーター役をするということです。

委 員 新たな名称になって報酬等は変わりますか。

社会教育課長 報酬は変わりません。これは時間給です。

委 員 いわゆる職名が変わったということですね。

教 育 長 何か質問はありませんか。
異議がないようですので、議第31号宇佐市地域協働活動推進員の委嘱については、承認し、次に議第32号宇佐市文化財調査委員会委員の委嘱について社会教育課に説明を求める。

社会教育課長 24Pをご覧ください。議第32号宇佐市文化財調査委員会委

員の委嘱について、ご説明します。今年度まで13名おりました。その内の1名の方が体調面等の理由で更新しないという申し出がありました。宇佐市文化財調査委員会設置条例によりますと、任期は平成30年4月1日から2年間となります。その他の委員さん方は更新ということで了解を得ております。この方々に地域の文化財の調査研究等、ご活躍いただけたらと考えております。以上、ご審議をお願いいたします。

教 育 長 何か質問はありませんか。

異議がないようですので、議第32号宇佐市文化財調査委員会委員の委嘱については、承認し、次に議第33号宇佐市立学校給食センター運営要綱の一部を改正する要綱について学校給食課に説明を求める。

学校給食課長 議第33号宇佐市立学校給食センター運営要綱の一部を改正する要綱について、ご説明します。25P、26Pをご覧ください。提案理由につきましては、平成30年度から給食費の徴収方法を保護者組織から口座振替に変更するために改正を行うものです。第4条につきましては、改正前が毎月23日までということで、改正後は毎月20日までに変更しております。第6条については、今まで給食費の徴収は各学校で行い、運営委員会会長の請求に基づき、納入するものでありましたが、給食費の徴収は給食センター所長が管理する口座への振替の方法に変更いたします。それから(2)給食費の徴収組織は、当該学校長及びPTA会長が協議し、決定するものとするという部分については、削除いたします。(3)につきましては、「給食費の納入」という言葉を「口座振替の期日」という部分に変更しております。26Pになりますけども、指定した通帳記入をもって領収書の発行に代えるものとするに変更しております。続いて第14条ですが、改正前は毎月20日でしたが、改正後は毎月25日までに変更しております。以上が変更点であります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

教 育 長 何か質問はありませんか。

異議がないようですので、議第33号宇佐市立学校給食センター運営要綱の一部を改正する要綱について、承認し、次に追加議案議第34号宇佐市教育委員会事務局職員の人事異動について教育総務課に説明を求める。

教 育 次 長 議第34号宇佐市教育委員会事務局職員の人事異動についてご説明を申し上げます。追加議案の方の3P以降になります。部長級5名、課長級23名、課長補佐・主幹級72名、一般職1

06名の計206名で、異動率は31.12%となっております。

(詳細は議案及び関連資料に記載)

- 教 育 長 何か質問はありませんか。
異議がないようですので議第34号宇佐市教育委員会事務局職員
の人事異動については、承認し、次に報告第1項の社会変化
に対処する公民館のあり方について。
- 社会教育課長 報告第1項の社会変化に対処する公民館のあり方について、ご
報告します。27Pに答申書の写しを添付しております。先般
3月22日付で社会教育委員会委員長名で教育長へ、このよう
な社会変化に対処する公民館のあり方についてという答申書を
いただきました。これは、ここにありますとおり、平成28年
11月24日付けで教育委員会から社会教育委員会へ諮問をし
ており、その間、さまざまな調査研究をし、提言書としてまと
められたものを、今回、答申していただいたということでござ
います。その詳細な内容につきましては、別冊で「公民館の活
用方法と今後のあり方について」という提言書を添付してあり
ます。別冊の2Pをご覧ください。基本事項として、このよう
なことを諮問した背景について書かれております。現在、公民
館事業の事業自体が停滞しているということと、公民館が社会
教育法に則った形での施設でありますので、地域住民の方から
すると、非常に使いにくいので多目的に使えるような施設であ
ってほしいというような要望もあります。それから、周辺部につ
いてはまちづくり協議会が公民館の中で事務所をもって、地
域づくりを行ってきており、やっている内容が非常に公民館事
業と近いというようなところもあって、一緒にすることはでき
ないかというようなご意見もあります。そういったことで、そ
れらの課題を解決するために、教育委員会の方からこうした諮
問をして、それに対する提言をいただいたということになって
おります。中身につきましては、時間の都合もあるので省略し
ながら説明してまいります。12Pをご覧ください。4-2 公
民館に求めるコミュニティ施設としての新たな役割というこ
とで13Pにかけまして、(1)生涯学習施設の機能にコミュニ
ティの機能を追加ということで、これは公民館機能だけではなく、
コミュニティ活動の施設に近づけるというようなことでありま
す。(2)地域住民が主体的に施設を運営する仕組みづくりとい
うことで行政に代わって、地域住民が主体的又は積極的にこの
ような施設の運営に関わっていくような施設とするということ。

(3) 公民館運営の柔軟な対応ということで、公民館的な機能を維持しつつ、より柔軟で自由度の高い事業の展開を視野に入れて検討していく。(4) 公民館から地域交流センター(仮称)へ機能を変化させていくということでもあります。これは、以前もご説明したかと思うのですが、公民館→交流センターという図が載っている資料がありますので、現状の公民館というのがその資料にありますとおり、教育委員会が所管をして、市の事業・その他講演会等を行っています。また自主サークルとして、住民の方々が利用しているという形になっています。これを仮称ですが、交流センターみたいな施設に変えていったらどうかと。そのことによって、住民ニーズに応えられるような施設になっていくということですね。具体的に申しますと、公民館の中では営利を目的としたような活動はできない、それから飲食は禁止ということがありますので、その垣根を取っ払うことによって、特に周辺部におきましては地域交流センターを利用して、活性化につながるような活動の可能性が出てくると考えています。一挙には、こういった移行は難しいところがあるかと思いますが、提言書をいただきましたのでできる限り、時間をかけながらになりますけれども、提言の内容に公民館が近づくような形で今後生涯学習係の方で考えていきたいと思っています。要約しましたが、以上で報告を終わります。

教 育 長 3月22日に社会教育委員会から、教育委員会の方に答申をいただいたということですね。多岐にわたるところもありますから、目を通しながら、お気づきの点、わからない点等ありましたら、発言をお願いします。

委 員 社会教育委員会の方から、提言書をいただきまして、大変ご苦労されたのではと思います。特に、地域性というのがありまして、旧宇佐市、安心院町、院内町いろんな分野で異なった部分を乗り越えるというのは非常に難しいと思います。十数年間、この公民館のあり方について、教育委員会が主導しながらまとめてきましたが、困難がありました。ようやく、このほど提言書にまとめられたことについてはその労力に対しては、大変だったなと感じます。我々が求めている、この先の公民館のあり方として、将来の宇佐市はどうあるべきかということについて、やはりそれぞれ違った考え方がございますが、今の地域の実態を言えば、やはりまちづくり協議会が5、6年前から突出してきたというのが事実だと思います。この団体を抜きにして、これからのまちづくりや地域づくりや生涯学習関係というのは進

められないのかなと思います。このまちづくり協議会を核にし
ながら、今後公民館の管理・運営を協働で進めていくというの
は、私は構想としていいと思います。あと懸念するのは、実際、
貸館だけにするのか、それとも今まで公民館が主催で行って
いた主催事業をまちづくり協議会の方たちにも加わってもら
うかどうか、受け皿になる市長部局の管轄かなと思いますけど。
まちづくり協議会そのものがそういう力量があるかどうかとい
う不安もあります。そういった部分はやはり時間をかけて、課
長からお話がありましたとおり、市民の声を十分聴きながら進
めていかなければならないと思います。

教 育 長
委 員

他には意見はありますか。

今、委員がおっしゃったようにやはりまちづくり協議会との関
係があって、それが壁になり、公民館事業が伸び悩んでいると
ころがあったという話が昨年からずっとやってきたような状況
ですよね。だから、今回公民館が交流センター化していくとい
うことで実際としては、まちづくり協議会のやり方に段々近づ
いていくということですよ。

社会教育課長

まちづくり協議会のやり方に近づいていくというよりは、周辺
部、特に旧安心院・院内の公民館については、交流センター化
していったら、その運営をまちづくり協議会に任せてしまっ
てはどうかと。その施設を使って、例えば安心院でいえば、複
合支所ができて、その中に公民館ができますので、そこに公民
館担当の社会教育指導員がいて、そこから地域交流センターに
出向いて、高齢者学級などの自主事業をやっていくというよう
な形をイメージしております。その施設の管理をまちづくり協
議会が、市から委託という形で受けられるのであれば、まちづ
くり協議会の収入源にもなるわけですね。今までの公民館の施
設は、施設として市が所有していますが、それが実際の運営か
ら離れていくということですね。それから、公民館担当の社会
教育指導員の数も今は、各地区館に一人ずつ館長、指導員が
いるわけですが、二つの館を一人で担当してもらうとかで集約
していけば、宇佐地域の公民館体制に近づくと考えています。

委 員

目的としては、まちづくり協議会も公民館事業も一緒の最終目
的があるので、うまく融合して公民館が活性していく。まちづ
くり協議会もそれに準じて、活性化していくという形が一番理
想的ではないかなと思います。やっところまで、行き着いたと
いう気がします。これから、また更に活性化していったらほ
しいかなと思います。

教 育 長 この答申の13Pにこれまでの公民館の事業はもちろん、教育委員会で担当していた訳ですけども、仮称の地域交流センターの主管を教育委員会から市長部局へ移管することも検討しなければならないというところまではここに書いていただいている訳です。市役所、教育委員会もそんなに人が増えていくわけではないですから、似たような組織が二つあっても…という部分もありますし、このように書いていただくのはある意味将来的にいいことなのかなと感想をもっています。社会教育委員会の中で際立ったご意見等ありましたか。

社会教育課長 地域住民の方たちの理解を得ながらやっていかないと、やはり今まで地区館としてやってきましたので、それが一挙に管理運営が変わって、そこに公民館担当の指導員がいなくなることが起こりえますので、丁寧な説明をしながら、地域住民の方たちの理解を得て、実施してくださいというご意見は多くありました。

教 育 長 いずれにしても、この答申をいただいた訳ですから、教育委員会として、実現に向かって進めていく課題をいただいたということです。ほかに質問はありませんか。
ないようですので、次に報告第2項の4月の行事等の予定について。

教 育 次 長 教育総務課からご報告いたします。4月2日に職員の人事異動の辞令交付式があります。6日教委定例課長・総括会議、10日は高等学校の入学式です。市三役と総務部長での対応になりまして、市内4つの高校の入学式に出席するようになっています。同じく10日宇佐市防犯協会常任理事会、17日教育委員会定例課長会議、18日宇佐市防犯協会総会、4月20日13時30分より内外情勢調査会「知事講演」、15時30分より市町村教育長会議が開催されます。24日14時より定例教育委員会を予定しています。委員さん方のご出席をよろしく願いいたします。25日定例記者会見を予定されております。以上です。

学校教育課長 新年度4月2日ですが、14時から他市からの教職員の転入者の辞令交付式、15時から新採用者の辞令交付式を行います。5日は学力向上支援教員等その他さまざまな教職員の中での専門的な教員の辞令交付式、続いて14時30分からは42名の支援員に対しての校長への説明会、15時30分からは養護教諭と校長への健康診断等の年間を通じての連絡会を行います。6日は指導主事4名が大分への研修であります。9日は新年度の小・中学校の始業式、11日が中学校の入学式、12日が小

社会教育課長	<p>学校の入学式となっています。また告示等、後日お願いいたしますのでよろしくお願ひします。13日が公立幼稚園の入園式、16日は解放同盟大分県連への挨拶、17日は小6・中3の全国学力・学習状況調査、同日に宇佐市における中1のステップテストを行います。20日は校長・所長会、24日は小5・中2の大分県学力定着状況調査、26日は教頭会です。以上です。4月2日に社会教育指導員の辞令交付を行う予定にしております。4月5日、9日、12日とそれぞれの地域の公民館長指導員会議を予定しております。4月22日には、宇佐海軍航空隊跡保存会の平成30年度総会があります。これは社会教育課の主催の事業ではないのですが、保存会としてサポートしているところです。以上です。</p>
図書館長	<p>図書館の予定です。4月1日から5月31日まで、エントランスにおいて宇佐市美術協会作品展をしております。彫刻を1点と絵画1点、合計2点を展示しております。4月22日から5月13日まで、子どもの読書週間、秋は大人向けの読書週間になっております。特別な催しはありませんが、子どもたち向けに図書館クイズなどを行って、当たった方に菓をプレゼントしたり、子どものブックリサイクルを行っております。また、土曜日が子ども向け、日曜日が大人向けの上映会を行っております。第4週の土曜日に横光利一を読む会をしております。図書館からは以上です。</p>
学校給食課長	<p>学校給食課です。4月につきましては、献立委員会から要望があり、また、慣れるまで学校の方も大変だということで4月には、アレルギー対応食を提供しておりません。後はラッキースター給食、ふるさと給食などを通常通り予定しています。以上です。</p>
教 育 長	<p>4月の行事等の予定について、何か質問はありませんか。ないようですので、次に、報告第3項平成29年度宇佐市公立学校適正規模及び適正配置等検討委員会について。</p>
教育次長	<p>平成29年度に公立学校等適正規模・適正配置検討委員会での意見の要約をさせていただきましたので、ご報告いたします。計3回の検討委員会を開催しております。主だった意見を要約しております。 (詳細は報告書に記載)</p>
教 育 長 委 員	<p>ご意見等あれば、お願ひします。 幼児教育センターは、具体的な内容というか、まだ漠然としたものでしかないのでしょうか。</p>

学校教育課長 市内には、公立幼稚園をはじめとして、多くのこども園や保育園があります。その部分は、すべて義務制の小学校へ入学していくわけですが、今、就学前教育というのがとても大切で、小1プロブレム等の中にもありますけど、さまざまな課題をもった子どももいますので、そういった子どもに対応していく部分で、やはり今までのいわゆる保育をして、時間を安全に過ごしていくという部分ではなく、教育を繋いでいくということを考えていくと、やはり就学前のあり方というのを、一方で示す機関が公立としての役割と考えますので、そういった意味でセンター化いうところでいろんな部分で市内全体のこども園、保育園にあり方を提起していくということでセンター化と捉えています。

委員 現在、幼稚園でもすでにレベルの上がった教育をしている私立幼稚園もありますよね。だから、逆にそちらの私立の幼稚園の方が進んでいる可能性もあるわけで、これからはセンター化というのはそういった幼稚園とも連携しながらということでしょうか。私立と公立では、全然違うので難しいところもあるでしょうけど。

学校教育課長 もちろん、公立幼稚園が提起する部分ですから、文科省の指導等も受けながら、全体として就学前がどうあるべきなのかというのを示し、そこからどれを選択していくかはやっぱり民間のやり方もあるでしょうし、ただ一番大切な部分をしっかり示しながら、あとは民間でそれをどのように噛み砕いていくかという部分で、いろんな教育の手段があろうかと思いますが、それはまたそれぞれの教育機関の特色を出していただくということで…。文科省、県の方針等をしっかり噛み砕いて示す部分ことが、公立幼稚園が現状で一番すべきことではないかと捉えています。今はもっと研修を深めていかなければならないと思います。

教育次長 当然、先程課長が言ったように職員の質も研修等を繰り返しながら、上げていかなければならない部分はあると思います。

委員 意見はどの意見も大事ですけど、なかなか一本化できないというのが見えます。そういう意味ではこれから、何度もすり合わせをしながらしていかなければならないと思うんですが、今のセンター機能というのが大事だというのは非常に感じます。それは、小学校の1年になったときの、保護者の対応なんです。やはり、今保育園での保護者教育というのも手付かずになっていきがちだと思います。そういう意味では、公立の教育という

のをさらにひろげていく方向でいかないとならないと思います。まだ保育時間の問題とかが解消してない限りは、今の働く親たちには協力を得られないと思いますので、また気持ちを新たにすり合わせをしていただきたいと思います。

教育次長

説明不足な部分を捕捉いたします。これまで意見を踏まえて、30年度の方針を出すときに、人員等の体制の中で2園ともということは無理だったのですが、四日市幼稚園につきましては、保護者ニーズもありまして、預かり保育を実施しようということになり、30年度からは預かり保育を実施することとなっています。先程、人事のときに少し触れたのですが、センター機能そして、子育て等の支援、教育等いろんな部分を踏まえて、これからの職員の資質向上等管理面も踏まえまして、園長は校長が兼務ということは変わらないのですが、副園長をつくって、センター機能にどうやってつなげていくか、そういった部分も含めて、平成30年度は免許を持った職員がおりましたので、そこに配置となっています。幼稚園教諭が3名いたのですが、1名は退職いたしますので、2名の幼稚園教諭と幼稚園教諭・保育士の免許を持った副園長、3名の職員と預かり保育等実施しますので、それに対応できるような臨時職員の配置を含めまして、新年度の四日市幼稚園の体制をつくっていくということであります。

委員

就学前教育というのは、本当に大事だなと思うんですが、これがもし私立だけに将来なった場合、非常に危惧を感じます。先程、学校教育課長が言ったとおり幼稚園教育はこうあるべきだという王道を示さなければならないと思います。その王道を示すというのはやはり公立じゃないとできないと思います。幼稚園教育はこうあるべきだという良さなどを、これからは是非発信してもらいたいなど。子ども自身への保育、それから教育の質も上がってくるのではと思います。もっともっと、やはり発信すべきことがたくさんあるような感じがします。

委員

最後に保護者ニーズなどという記述があるんですけど、結局保護者のニーズなのか、わがままなのかわからないところがあります。保護者というのをいろいろに置き換えてもできるんですけど、ニーズとってしまえばこれがあつたらすとか、これがあれば行くみたいなことを言うんですけど、結果的にそれをして、振り向かないとかいうこともありますので、その辺を公立のある立場、姿はあまり柔軟すぎるのもどうかなと思いますし、あまり堅すぎるのも困るというのはあるのかなと思います。

す。また、検討委員会でお話をされるんでしょうけど、その辺も踏まえた中で実際の本当のニーズとといいますか、姿を出していくのがいいのかなと思いました。以上です。

教 育 長 そうい意味では、副園長が、一人増えることでどこまでできるかというのはありますが、今後も可能な、無理のない範囲で、でもできることは多々あると思います。公立の保育園とは、まず連携していきやすいですので、できることを探しながら情報発信していくと。適正規模・適正配置検討委員会の中でも、話が出たんですけど、公立の保育園、幼稚園としても認定こども園化というのを将来的には視野にいれていかなければいけないと。それを見据えたうえでの検討をしていかなければいけないということだと私としても理解をしているところです。

次に、その他の次回教育委員会の日程について。

事 務 局 次回教育委員会の日程についてですが、4月24日火曜日午後2時00分から、宇佐市教育委員会2階会議室で開催したいと思いますが、如何でしょうか。

教 育 長 4月24日火曜日午後2時00分からでよろしいですか。

委 員 異議なし。

教 育 長 異議がないので、次回教育委員会は4月24日火曜日午後2時00分から、宇佐市教育委員会2階会議室で開催します。次回教育委員会の日程が決まりましたところで、協議事項がございます。それでは、協議事項の「教育長職務代理者の指名」について、教育次長より説明をお願いします。

教育次長 教育長職務代理者につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第2項の規定により、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめ教育長が指名する委員がその職務を行うこととされております。この規定に基づき、指名された委員が教育長の職務を代理することになりますが、自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合は、地教行法第25条第4項に基づき、その職務をさらに事務局職員に委任することも可能とされております。以上でございます。

教 育 長 それでは、教育次長より説明がありましたように、地教行法の規定により、教育長が職務代理者の指名をすることとなっております。昨年9月に私が着任した日に臨時の教育委員会で教育長職務代理者の指名をさせていただいて、松永委員にお願いをしたと。その場の説明では、毎年3月時点で協議させていただきたいと申し上げていたところです。今回、他の市町村

を確認してみたところ、だいたい職務代理者は1年で交代するというのは宇佐市と同じようでした。交代のタイミングですが、年度での切り替えというところもありましたので、指名をさせていたいただきたいと思います。

私といたしましては、河野委員を教育長職務代理者として、指名させていただきたいと思っております。他の方々は教育委員長等をしていただいているようなので、せっかくの機会でありますので河野委員に是非やってみていただこうかと考えています。河野委員よろしいでしょうか。

河野委員 はい、よろしく願いいたします。

教 育 長 ありがとうございます。では、河野教育長職務代理者より就任挨拶をお願いいたします。

河野委員 (就任挨拶)

教 育 長 ありがとうございます。みなさん、今後ともよろしく願いいたします。

教 育 長 各委員に諮り確認のうえ、第4回宇佐市教育委員会の閉会を告げる。

(閉会 午後4時20分)

上記のとおり、会議次第の記録に相違ないことを証明する。